

# emn インターネット 会員規約

emn240522

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 規約の適用

株式会社エクスネット（以下、「弊社」といいます。）は、emn インターネット（以下、「本サービス」といいます。）の提供にあたり「emn インターネット会員規約」(以下、「本規約」といいます。)を以下の通り規定します。会員は本規約を読み、理解し、同意した上で本サービスの申込みをしたものとします。

### 第 2 条 規約の変更

弊社は、会員の了承を得ることなく本規約の内容を変更できるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、会員は変更後の本規約に従うものとします。変更後の本規約については、弊社のホームページ上に表示した時点より効力を発するものとします。本サービスに関しホームページに別途記載がある場合は本規約に優先して当該記載の内容を適用するものとします。

### 第 3 条 通知

弊社から会員への通知は、通知内容を電子メール、書面または弊社のホームページに掲載する等、弊社が適当と判断する方法により行います。前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

### 第 4 条 用語の定義

本規約における用語の意味はそれぞれ次のように定義します。「会員」とは、弊社と本サービスの契約を締結している自然人、法人、その他の団体、法人及びその団体に属する各個人をいいます。「事業者会員」とは、会員は、法人及びその他の団体、または事業の利用のために会員資格を得た個人である場合、本規約では別途「事業者会員」といいます。「別途」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額をいいます。「消費税相当額」とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額ならびに地方税(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。「ID 等」とは、弊社が会員が発行する各種 ID、各種 ID に対応するパスワード、各種アカウント、及び IP アドレスをいいます。

## 第 2 章 会員

### 第 5 条 会員・会員資格

会員資格は、本サービス利用希望者が、弊社の定める方法に従って本サービスへ申込みをし、弊社が発行する ID 等を取得した時点で与えられます。会員は、弊社が入会を承諾した時点で、本規約の内容を承認しているものとみなします。また、申込みに必要な審査・手続が完了するまでの間、申込みをした者(登録申込みの対象者となるものを含み、以下「申込み者」といいます。)についても同様とします。

### 第 6 条 入会の承認

弊社は、弊社の定める方法にて申込みを受け、必要な審査・手続を経た後に、弊社所定の方法により入会を承認します。会員は、会員の申込み後、会員資格の承認をしたか否かに関わらず、弊社単独の判断により、適宜会員資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込み者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、会員資格を与えないことがあります。

- ・申込み者が存在しないこと
  - ・申込み者が、申込みをした時点で、本規約の違反等により会員資格の停止処分中であり、または過去に本規約の違反等で除名処分を受けたことがあること
  - ・申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと
  - ・申込み者が、申込みをした時点で本サービスの利用料金の支払を怠っていたり、または過去に支払を受けたことがあること
  - ・申込み者が、申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること
  - ・申込み者が未成年、成年被後見人、被保護人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、被保護人または補助人の同意を得ないかつこと
  - ・申込み者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織である者との構成員、及び関係者である場合・弊社の業務の遂行が、は技術上支障があるとき
- 前項より弊社が入会の不承認を決定するまでの間に、当該申込み者がサービスを利用したことにより発生する利用料その他の債務(オンラインショッピング等本サービスを利用することで弊社以外の第三者に対して発生した債務の内、弊社が当該債権の代理回収を行うものも含みます。以下同じとします。)は、当該申込み者の負担とし、当該申込み者は第 3 章の規定に準じて当該債務を履行するものとします。

### 第 7 条 本コースの変更または廃止

弊社は、一定の予告期間をもって、弊社所定の方法(弊社所定の Web サイトに掲載する方法を含みます。)にて会員に通知することにより、本コースの変更または廃止をすることがあります。弊社は、前項による本コースの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

### 第 8 条 会員が行う契約の解約

会員は本サービスにおける会員契約を解約しようとする場合は、弊社が定める解約申込書に必要事項を記入の上、郵送にて届出をするものとし、当該届出が弊社に到達した日の翌月末日に、会員契約の解約があるものとします。契約更新月以外での解約の場合は前記に加えて、契約解除料を弊社が指定する方法で指定した期日までに支払うものとする。

前記の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しないものとします。本サービスの会員契約の解約の意思表示は、会員契約に付随するすべての本サービスに関する契約解約の意思表示と見なすものとし、弊社は当該会員の利用する本サービス提供会社に解約の意思表示を通知します。

### 第 9 条 弊社が行う契約の解約

弊社は、第 27 条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が弊社から期間を定めて催告し、相当期間の経過後もお債務の履行または是正をしない場合には、弊社所定の方法で通知することにより、本サービスの契約及び弊社の提供する他のサービスすべてにおいて解約することができ、サービスは次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、新たに会員契約を解約することができます。

- ・会員が弊社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約違反を行った場合
- ・会員が第 20 条各号の事由に該当し、弊社の業務の遂行に支障をきたすと弊社が判断した場合
- ・弊社提供先が提供するサービスの利用に關し、当該提供先を定めるサービス利用規約に違反した場合
- ・前項のいずれかに該当する場合、当該会員であった者は期限の利益を喪失し、残余債務一括にて弁済するとします。この際、弊社の当該会員であった者に対する損害賠償請求権の行使は妨げられないものとします。

### 第 10 条 権利の譲渡

会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡もしくは貸与したり、または本サービスを第三者に利用させることはできないものとします。弊社は、本規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、弊社が会員から料金等(延滞利息を含みます。)の支払を受ける権利の全部または一部を、会員が料金等の支払に使用するクレジットカードを発行した会社、または弊社が指定する第三者に対し譲渡することができます。

### 第 11 条 設備等

会員は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器等(以下「設備等」といいます)を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとします。弊社は、本サービスの利用のために必要な又は適している設備等を指定でき、会員がこれに従わない場合、弊社が提供するサービスを利用できない場合があります。

## 第 3 章 料金等

### 第 12 条 本サービスの利用料金、算定方法等

本サービスの利用料金、算定方法等は、別途定める料金表のとおりです。ただし、弊社が実施するキャンペーン及びイベント等により変更される場合がありますが、その場合には、第 3 条に規定された方法により会員に通知し、会員はその変更を承諾するものとします。

会員は、本サービスの利用に關し、弊社が別途定める料金及び費用を、第 14 条に定める方法により支払うなければならないものとします。ただし、本サービスを開始日より 14 日以内の日、または特典適用期間が適用される場合には特典適用期間の終了した翌日が高率のみに限り、月額料金を日割計算をする事があります。弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切りあげます。

### 第 13 条 利用料金の支払義務

会員は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、第 12 条に定める料金等を支払うものとし、前記の期間において、第 26 条に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、会員は、その期間中の料金等の支払を要するものとします。ただし、定額制による本サービスの利用について弊社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が連続して 24 時間以上となる場合、会員が契約をした本サービスのすべての利用ができなかった期間に対応する料金等については、この限りではありません。

### 第 14 条 利用料金のお支払方法

会員は、本サービスの料金等、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。お支払いは、次のいずれかの方法によるお支払いとなります。クレジットカード  
預金口座振替  
その他、請求収納代行業者当社が定める方法  
預金口座振替によるお支払いは、110円の口座振替手数料をご負担いただきます。

お支払い方法のご登録がお済みでない場合やご登録のお支払い方法で請求ができない場合は以下の対応となります。

#### 決済手数料:880円

- 当店(かわり)(株)キャッチボールの後払いドットコム(https://atobarai-user.jp/)より請求書が送られます。
- 請求書発行から14日後までに支払ってください。
- 支払期限を過ぎた場合、再度の請求ごとに305円(税込278円)の再請求発行手数料がかかります。
- お客様が当サイトにおいて登録された個人情報およびご利用内容は、(株)キャッチボールが行う及信および請求関連業務に必要な範囲で(株)キャッチボールに提供いたします。
- (株)キャッチボールは、お客様が当サイトにおいて登録された個人情報および発信内容について、プライバシーポリシー(https://www.catch-ball.jp/privacy/)に準じて適切に管理いたします。
- 与信結果によっては本サービスをご利用いただけない場合があります。その場合は、他の決済方法にご変更いただけます。
- ご利用者が未成年の場合、法定代理人の利用同意を得てください。

その他場合によりご登録の携帯番号宛てにSMSでオンライン決済での請求をいたします。

その場合、決済手数料としてご請求に330円がかかります。オンライン決済に対応していない請求書、ご利用料金はご登録先住所にてコンビニエンスストアでお支払いいただける払込票を発送しご請求いたします。その場合、払込票発行手数料としてご請求毎に880円がかかります。

お客様が料金の支払期日を経過してお支払されない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払日の日までの期間の日数に応じた遅延損害金を申し受け、遅延損害金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合(閏年の日を含む期間)についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。遅延損害金は、原則として、お客様が遅延損害金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただけます。

### 第 15 条 延滞利息

会員は、本サービスの料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお弊社に対して支払わない場合には、1 回の請求あたり請求書再発行手續として 300 円(税別)を、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.6% の利率で計算した金額を延滞利息として弊社が指定する方法で指定した期日までに支払うものとする。

### 第 16 条 ドメインに関する特則

弊社が会員に提供するドメインは、当該会員がMYドメインバックを利用している場合にのみ無料で提供されますが、当該プランの利用を終了した後は、各会員が各自の費用負担と責任においてドメイン登録の更新手続を行わない限り、当該ドメインはそのドメインの登録期間の満了に伴って当然に消滅するものとする。

会員は、ドメインの廃止、移管、または MY ドメインバックを他のプランに変更する場合には、弊社が定める申し込み 必要事項を記入の上、捺印、及び必要書類を合わせて、郵送にて届出をするものとします。

### 第 17 条 2 年割に関する特則

「2年割」は24ヵ月間の定期契約です。契約更新月以外でご解約の場合には9,500 円の契約解除料(不課税)を弊社 が指定する方法で指定した期日までに支払うものとする。

### 第 18 条 3 年割に関する特則

「3年割」は36ヵ月間の定期契約です。契約更新月以外でご解約の場合には9,500 円の契約解除料(不課税)を弊社 が指定する方法で指定した期日までに支払うものとする。

## 第 4 章 会員の義務等

### 第 19 条 自己責任の原則

会員は、会員による本サービスの利用とその本サービスを利用して生じた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。会員は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者から苦情等が通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。会員が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対し苦情等を通知する場合には、同様に扱えるものとします。会員は、本サービスの利用により弊社または他者に対して損害を与えた場合(会員が、本規約上の義務を履行しないことにより他者または弊社が損害を受けた場合を含みます。)で、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。弊社は、会員がその故意または過失により弊社に被害を受けたときは、会員に当該損害の賠償を請求することができます。

### 第 20 条 禁止行為

他の会員、第三者もしくは弊社が保有する、知的財産権その他の財産権、及び、その他の権利を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為  
他の会員、第三者もしくは弊社が保有する財産もしくはプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害する おそれのある行為

他の会員、第三者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、または、そのおそれのある行為  
他の会員もしくは第三者の個人情報の譲渡または譲受にあたる行為、または、そのおそれのある行為を公然利用して反社会的行為、または、そのおそれのある行為、あるいは、それと並行し、または助長するおそれのある行為  
本サービスを利用し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律「昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号」の定める性風俗特殊営業を行う、あるいは性風俗特殊営業に関する情報を第三者に対し、閲覧または発信した場合、もしくは第三者の何らかの方法により、局部描写(モザイク処理を含む)、性的な好みを助長する情報、児童虐待、暴力的、死体や自傷行為等の残酷的なコンテンツを第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを行わせるおそれのある行為  
法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいは、それを補助する行為  
事実上反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為

インターネット上で、他の会員、第三者もしくは弊社が表示した情報を不正に改竄する行為  
会員以外の人になりまして情報を送信、発信または表示する行為  
IP アドレス、アカウント、ID、パスワード、及びドメイン名を不正目的をもって使用する行為  
コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じ、または、本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為

本サービス及びその他弊社が提供する各種サービスの侵害を行う行為、または、そのおそれのある行為  
弊社、本サービス及びその他の本サービスの利用に関する信用・名譽等を傷つける行為、または、そのおそれのある行為  
会員が本サービスを利用して、本サービスに定める本サービスと同様のサービスを、有償無償を問わず第三者に提供もしくは再販売、あるいは転売する行為

他のサービスを利用して無差別又は大量に不特定多数の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または、事前承認していない多数の送信先に対するメール情報配信行為  
その他、弊社が不適切と判断する行為

### 第 21 条 ID 等

会員は、善良なる管理者の注意義務に基づき、弊社から提供を受けた ID 等を第三者に譲渡し、貸し渡し、又は譲渡・貸し渡し 申し出を、もしくは第三者と共有することのないよう管理するものとします。会員は、会員の ID 等を第三者に開示しないとともに、第三者に譲渡することのないよう善良なる管理者の注意をもちて管理するものとします。

会員は、会員の ID 等を盗用した場合は、直ちに弊社に届け出るものとし、弊社の指示に従うものとします。会員は、会員の ID 等により本サービスが利用された時には、会員自身の利用とみなされることが異議なく同意したものとします。ただし、弊社の故意または過失により ID 等を第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

### 第 22 条 変更の届出

会員は、住所、クレジットカードの番号もしくは有効期限、事業者会員の場合は会社名等、その他弊社への届出内容に変更があった場合には、直ちに弊社に所定の方法で変更の届出をするものとします。なお、婚姻による姓の変更等弊社が認めた場合を除き、弊社に届け出した氏名を変更することはできないものとします。

弊社は、前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、弊社の故意または過失による場合を除き、一切その責任を負いません。

## 第 5 章 弊社の義務

### 第 23 条 本サービス設備の責任

弊社は、本サービス用設備を本サービスが円滑に提供されるよう維持運営することに努めます。ただし、不測の事態により本サービスが利用できないような場合があることを会員は予め了解するものとします。

### 第 24 条 設備における障害への対応

弊社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎり速やかに会員にその旨を通知します。弊社は、弊社の設置した本サービスに関する設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに当該設備を修理または 復旧します。

弊社は、本サービスに関する設備等に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示します。

弊社は、本サービスに関する設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます。)を 弊社の指定する第三者に委託することができます。

### 第 25 条 通信の秘密の保護

弊社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲での提供しまたは保存することができます。

弊社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づき強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負いません。ただし、本サービスの提供のために必要な場合には提供先に提供することができる。

弊社は、会員が第 20 条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ会員の通信の秘密に属する情報の全部又は一部を提供することができます。

### 第 26 条 個人情報の保護

弊社は、会員の営業秘密、または会員の個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報」といいます。)を会員本人から直接収集し、または会員以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。弊社は、個人情報を原則として会員本人以外者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しません。ただし、本サービスの提供のために必要に場合には提供先に提供することができます。弊社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づき強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負いません。ただし、本サービスの提供のために必要な場合には提供先に提供することができます。

弊社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると弊社が判断するときは、本条第 2 項に関わらず、法令に基づき必要と認められる範囲で個人情報等の照会に応じることができます。

弊社は、利用契約の終了した場合、弊社が法律で定め定める保存期間の経過後も、当該個人情報等を消去しません。ただし、これら所定期間の経過後においても、弊社が必要であると認める場合は、弊社の判断によって当該情報を消去しないことができます。

## 第 6 章 利用の制限、中止及び停止

### 第 27 条 利用の制限

弊社は、電気通信事業法第 9 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救済、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することができます。弊社は、利用者のうち、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社若しくは第三者のネットワークに過度な負荷を与えている利用者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

### 第 28 条 保守等による本サービスの中止

弊社は、次の場合には、本サービスの提供を中止あるいは一時停止することができます。本サービス用設備の保守上または工上やむを得ない場合  
第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止あるいは一時停止した場合  
弊社提供先の第二種通信事業者がサービスを中止あるいは一時停止した場合  
前条各項の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合  
弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第 29 条 本サービスの停止

会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、弊社は当該会員に事前何等通知または催告することなく、本サービスの 提供の停止及び会員資格の取消をすることができます。会員が、第 20 条各号に該当、または該当する恐れがあると弊社が認めた場合  
本サービスへの支払方法として届け出たクレジットカードのクレジットカード会社、または、預金口座の金融機関等により利用が停止された場合  
他の会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、その会員の資産について差押や滞納処分を受けた場合  
法人の会員について、破産、会社更生手続、民事再生手続、会社整理もしくは特別清算の申立の事由があった法人の会員について、手形交換所の取引停止処分、もしくは本会員の資産に対して差押や滞納処分を受けた場合  
個人の会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、破産の申立があった場合または後見開始の審判を受けた場合  
第 20 条各号に定める禁止行為を行った場合  
弊社が定める規約等及びその他の法令・通達等に違反した場合  
その他、弊社が会員として不適当と判断した場合

その他、当該会員は、期限の利益を喪失し、当該時点で発生する利用料金等弊社に対する債務の全額を弊社の定める方法で一括して支払うものとし、当該支払については第 12 条に基づいて行われるものとします。前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の会員が本条第 1 項のいずれかに該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属法人または当該団体の代表者がその債務を負うもの とします。

本条第 1 項第 4 号の場合、弊社が加算する信用情報機関に通知し、登録された情報を、提携する信用情報機関の加盟 会員が利用できるものとします。本条第 1 項第 5 号の場合、弊社が加算する信用情報機関に当該会員の支払能力に関する情報提供・調査に同意するもの となります。お支払い期限までにお支払いの確認できない場合、当社はサービスを停止する権利を有し、実際にサービスを停止する可能性があります。

サービスの停止期間中に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 30 条 会員が発信する情報に関する特則

弊社は、会員による本サービスの利用が第 20 条各号に該当する場合、当該利用に關し第三者から弊社に対し苦情等、または請求等が為され、かつ弊社が必要と認めた場合、弊社が別途定めた情報の容量を超過した場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と弊社が判断した場合は、当該会員に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせ て講ずることがあります。

弊社は会員に対し、会員の第 20 条各号に該当すると判断し及び行為に対し中止するように要求します  
弊社は会員に対し、第三者間の苦情等の解消のための協議を行うよう要求します  
弊社は会員に対し、会員が本条に該当 すると判断したる表示をなした場合、当該情報の削除を要求します

弊社は、事前に通知することなく、会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きま す

### 第 27 条に基づき本サービスの利用を停止します

第 9 条に基づき利用契約を解約します  
会員が発信するすべての情報は当該会員にあり、弊社には前項に關して、情報を監視・削除する義務はありません。また、弊社が情報を削除したかつた事により、会員あるいは第三者が被った損害について、法令に別段の定めがあるほか、弊社は一切責任を負いません。

## 第 7 章 損害賠償等

### 第 31 条 損害賠償の責任

弊社は、会員によって発生した損害に対しては、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲内においてのみ責任を負うものとします。ただし、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。会員が、本規約に定める事項に違反したことにより、弊社が損害を被った場合には、弊社が当該会員の会員資格を引消したか否かに関わらず、当該会員は弊社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する各個人の会員として登録した場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことにより弊社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うもの とします。

本サービス用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して 会員が利用不能となした場合、利用不能となした会員全員に対する損害賠償総額は、弊社がかかる電気通信役務に關し当該 第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は前項に準じて会員の損 害賠償の請求に応じます。

前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償金額の合計が弊社が受領する損害賠償額は本条第 1 項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例分配した額とします。

### 第 32 条 免責

弊社は、本サービスの内容、及び、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。本サービスに基づく本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の 流失もしくは消失等、その他本サービスの利用に關連して発生する損害が発生した場合は、弊社の故意または過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲内においてのみ責任を負います。ただし、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。 弊社は、会員が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、弊社の故意または過失による場合を除き、一切責任を負いません。

## 第 8 章 その他

### 第 33 条 知的財産権その他の財産権

本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて弊社が提供する情報に関する知的財産権その他の財産権は、弊社ま たは当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集積体としての本サービスの知的財産権は、弊社に帰属し ます。会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社または当該情報に關し正当な権利を有する者の事前承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、及び第三者を行わせてはならないものとします。

### 第 34 条 協議及び管轄裁判所

本サービス及び本規約に關連して、会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社との間で誠意を持って協議するもの とします。前項の協議によっても問題が解決しない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専屬的合意管 轄裁判所とします。

弊社は会員に対し、会員の第 20 条各号に該当すると判断し及び行為に対し中止するように要求し ます  
弊社は会員に対し、第三者間の苦情等の解消のための協議を行うよう要求します  
弊社は会員に対し、会員が本条に該当 すると判断したる表示をなした場合、当該情報の削除を要求します  
弊社は、事前に通知することなく、会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きま す  
第 27 条に基づき本サービスの利用を停止します  
第 9 条に基づき利用契約を解約します  
会員が発信するすべての情報は当該会員にあり、弊社には前項に關して、情報を監視・削除する義務はありません。また、弊社が情報を削除したかつた事により、会員あるいは第三者が被った損害について、法令に別段の定めがあるほか、弊社は一切責任を負いません。

## 第 7 章 損害賠償等

### 第 31 条 損害賠償の責任

弊社は、会員によって発生した損害に対しては、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲内においてのみ責任を負うものとします。ただし、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。会員が、本規約に定める事項に違反したことにより、弊社が損害を被った場合には、弊社が当該会員の会員資格を引消したか否かに関わらず、当該会員は弊社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する各個人の会員として登録した場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことにより弊社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うもの とします。

本サービス用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して 会員が利用不能となした場合、利用不能となした会員全員に対する損害賠償総額は、弊社がかかる電気通信役務に關し当該 第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は前項に準じて会員の損 害賠償の請求に応じます。

前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償金額の合計が弊社が受領する損害賠償額は本条第 1 項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例分配した額とします。

### 第 32 条 免責

弊社は、本サービスの内容、及び、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。本サービスに基づく本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の 流失もしくは消失等、その他本サービスの利用に關連して発生する損害が発生した場合は、弊社の故意または過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲内においてのみ責任を負います。ただし、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。 弊社は、会員が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、弊社の故意または過失による場合を除き、一切責任を負いません。

## 第 8 章 その他

### 第 33 条 知的財産権その他の財産権

本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて弊社が提供する情報に関する知的財産権その他の財産権は、弊社ま たは当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集積体としての本サービスの知的財産権は、弊社に帰属し ます。会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社または当該情報に關し正当な権利を有する者の事前承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず自ら行っ てはならず、及び第三者を行わせてはならないものとします。

### 第 34 条 協議及び管轄裁判所

本サービス及び本規約に關連して、会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社との間で誠意を持って協議するもの とします。前項の協議によっても問題が解決しない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専屬的合意管 轄裁判所とします。



### 第 35 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

最終更新日 2024 年 1 月 16 日